

三環第 884 号
令和 6 年 3 月 22 日

三条市安全・安心なまちづくり推進協議会委員 様

三条市安全・安心なまちづくり推進協議会
会長 坂西哲昌

令和 5 年度 第 1 回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議について

早春の候、皆様におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から本協議会の運営につきまして、御理解と御協力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

さて、会議出席に伴う委員の移動等の負担軽減を図りつつ、効率的な会議運営を進めるため、大変恐縮ではございますが、今回は対面での会議開催を省略して書面による協議とさせていただきたいと思っておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、次の議題について御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 協議内容

別添「令和 5 年度第 1 回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議次第」のとおり

2 送付資料

- (1) 令和 5 年度第 1 回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議次第
- (2) 令和 5 年度 第 1 回三条市安全・安心なまちづくり推進協議会書面協議回答票
- (3) 資料No.1 令和 5 年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画進捗状況の評価について
- (4) 参考資料 1 協議会設置要領
- (5) 参考資料 2 協議会委員名簿（令和 6 年 3 月 18 日時点）
- (6) 委員報酬（費用弁償）辞退申出書

3 回答方法

回答票に、異議なし・異議ありのいずれかに○をつけていただき、御意見がございましたら、必要事項を記入のうえ、令和 6 年 3 月 28 日（木）までに、事務局宛に E-mail、FAX または郵送にて御提出ください。（特段御意見等な

い場合は、電話による回答でも結構です。)

4 報酬等の支払いについて

書面協議の場合であっても、委員報酬(5,000円)及び費用弁償(日当2,000円)をお支払いします。

なお、行政機関に所属されているなどの理由により報酬の受取りを辞退される場合は「委員報酬(費用弁償)辞退申出書」を御提出ください。

担当：三条市市民部環境課生活安全・交通係 篠田、坂上 〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 TEL：0256-34-5574、FAX：0256-32-6615 E-mail：kankyo@city.sanjo.niigata.jp
